

平成 28 年 5 月 12 日

認定産後ドゥーラ各位



一般社団法人ドゥーラ協会
代表理事 宗 祥子

預かり保育に関するお知らせ

拝啓 皆様には日ごろよりドゥーラ協会にご理解ご協力いただきまして、ありがとうございます。

この度、預かり保育事業者届出制度の手続きに付随して、ドゥーラ賠償責任保険の補償範囲につき検討を重ねてまいりましたが、下記のように決定致しましたので、ここにお知らせ致します。預かり保育を行っているドゥーラの皆様には、今回の主旨をご理解いただき、ご対応いただきますよう宜しくお願い申し上げます。 敬具

記

【決定事項】

預かり保育（保護者不在時のベビーシッター業務）は、ドゥーラ保険の適用外とする。

ドゥーラ業務の「育児サポート」は母親在宅時または同伴時の育児を基本とし、預かり保育は含まれないこととなりました。

預かり保育は、ドゥーラ保険の適用外となりますので、ドゥーラ業務とは切り離し『ベビーシッター等』の資格で別契約にて行って下さい。

【経緯】

今回の厚労省からの「預かり保育事業者届出制度」は、個人を含む認可外保育事業者の情報を一般に公開することを目的とするだけでなく、届け出た事業者の質と保育時の安全性を自治体が指導監督するという目的も持ちます。



昨年、厚労省から各都道府県知事あてに、居宅訪問型保育の研修実施の通知が出ており、その中で、保育者の資質を確保するため、基礎・専門研修を26.5時間+実習3-4日、受講が必要である旨記されています。すでに、東京都では、これらの研修が制度化される方向で進んでおり、他県においても同様の動きとなることが考えられます。

しかし現状の産後ドゥーラ養成講座では、母親サポートを主眼としたカリキュラム構成のため、厚労省の示す「居宅訪問型保育向け研修」の内容を網羅しているものではなく、預かり保育のスキルが一様に充分とは言い難い状況です。

このような預かり保育に対する規制と現状をふまえ、ドゥーラの育児サポートの範囲とドゥーラ賠償責任保険の補償内容を明確にする必要があるとの判断から、検討を重ね今回の決定となったものです。

ドゥーラ協会では、『母親も、すくすく育つ世の中に。』をミッションに産後ドゥーラ認定を行ってまいりました。産後ドゥーラは、赤ちゃんを迎えた母親が良好な母子関係を作り、新たな暮らしを築くサポートをすること、そして、母親となりゆく過程を見守り、母親を支えることをサポートの基本としています。

ドゥーラ業務で行う「育児サポート」は、保護者不在時に子の成長をサポートする「預かり保育」（ベビーシッター等）とは異なるサポートである、という認識のもと、今回の預かり保育に対する規制に対応するため、預かり保育を行うドゥーラの皆様には、『認定産後ドゥーラ』と『ベビーシッター等預かり保育に従事する資格』の2種類の資格でサポートに入っていただきますようお願い致します。

【ドゥーラ利用契約書の改訂】

ドゥーラ利用契約書の内容を一部改訂致しました。

改訂版契約書は、ドゥーラ専用ページからダウンロードしてご利用ください。

※「預かり保育」を行う場合は、個々に契約書を作成してください。



【預かり保育事業者届出制度への対応】

預かり保育を行うドゥーラの方は、『ベビーシッター等』として届出が必要ですが、その際、以下の点にご注意ください。

- ◆保険提出書類：ドゥーラ保険では適用外のため、加入者証は使用できません。
- ◆研修内容：ベビーシッター又はそれに類する資格を持っていない方は、自治体の研修を受ける等、各自で行って下さい。
- ◆マッチングサイト URL：ドゥーラ協会はベビーシッター等のマッチングサイト事業者ではないため、記載できませんのでご注意ください。

※研修、保険加入等、預かり保育に関わる部分については、各人にて個別にご対応をお願い致します。

※3月末のお知らせでお願いしておりました、届け出書類（控え）の送付は、不要となりました。

【広報サポートにお申込みの方へ】

ご利用者様の混乱を防ぐため、協会 HP 検索ページでは、ドゥーラ保険適用範囲内であるドゥーラ業務の記載のみを原則とし、ベビーシッター等としての広報サポートはできなくなります。ベビーシッター等の申込み受付は、各自ホームページや提携先ホームページ等にて受けるようにしてください。

具体的な事務処理は、後日対象の方あてご連絡致します。

【Q&A】

Q1：短時間（例えば、15分や20分）の預かり保育も、ドゥーラ業務に含まれるのでしょうか？

A1：いいえ。ドゥーラ業務としての「育児サポート」には該当しません。ドゥーラ保険の対象外ですので、「預かり保育」サービスとして別資格で行ってください。

以上